

## 川越市議会第一回定例会請願文書表

令和四年二月十六日開会の定例会に受理した請願は、次のとおりにつき報告いたします。

### 請願第一号

川合善明市長及び三上喜久蔵市議に対して市民への説明を求める請願書

(総務財政常任委員会に付託)

詳細は別紙印刷のとおりです。

請願第一号

受理年月日

令和四年二月二十四日

件名

川合善明市長及び三上喜久蔵市議に対して市民への説明を求める請願書

提出者 住所 愛媛県

氏名 仙波敏郎

紹介議員

小林 薫

## 1. 件名

川合善明市長及び三上喜久蔵市議に対して市民への説明を求める請願書

## 2. 趣旨

私は、川越警察署に対して川合善明市長及び三上喜久蔵市議を刑事告発しました仙波敏郎と申します。

僭越ながら私の来歴等につきましてはインターネット検索でも容易に明らかとなりますところ詳述を割愛させていただきますが、元愛媛県警警察官を定年退職後、阿久根副市長を経て、現在は「警察見張り番」なる屋号で全国各地の警察及び自治体の不法行為と腐敗を追及し、これらの問題をメディアと共有しながら社会に告発するボランティア活動を継続しております。

つきまして私は、川越市議会令和4年第1回定例会に於かれまして、川合善明市長による、市長にあるまじき民主社会と法治社会に反する下記の重大かつ深刻な言動に対しまして、貴職以下市議各位から川合善明市長及び三上喜久蔵市議に市民への説明を求める決議を議会として採択することを請願致します。

## 記

- 1) 昨年末、さいたま地裁川越支部で、川合市長が私人として川越市民4名を訴えた名誉毀損裁判で判決が言い渡され、川合氏は請求の全てを棄却され全面敗訴となりました。川合氏は判決に不服なく控訴しなかったため判決は確定しています。

本件裁判での重要な点は、この判決文で、川合市長と元市議・齊木隆弘氏による不正市道認定についての疑い

が「不合理とはいえない」と判示されたことです。

長年にわたり警察官として多くの事件に関わってきた立場から申し上げれば、本事件の判決に対して控訴しなかった川合氏は、同判決が言及した利益供与共謀の疑いを自ら認めたに等しいこととなります。

本事件を川合氏個人の裁判だとして、市長である川合氏と個別に扱う事は、極めて不自然であり公正を欠くと言わなければなりません。本事件はすべて「市長職」としての川合善明氏がその背景事情に利して提訴し、また原告市民らを恫喝などして訴訟妨害にまで及んだもので、川合氏が一人であるならば、そもそも発生もしない事件だからです。

この事実からも、仮に川合市長が本事件を「個人の裁判だから市長責任を問われるものではない」などと釈明するならば詭弁にほかならず、川合市長は、なんら罪もない市民を相手取って訴訟沙汰を起こした自治体首長として、本事件について議会答弁に立つ責務があります。

そのうえで、川合市長は自ら提訴した裁判で争点とした利益供与共謀の疑惑について、司法からも言及され、これを認める結果となっています。市長の名誉を毀損したというのであれば控訴、上告まで争うことが当然であり、むしろ市民に対して潔白を証明すべきが市長の義務です。ところが川合市長はこの結果から逃げています。

川合市長には本事件の説明責任があり、川越市議会はそれを追及すべきです。

- 2) 本書冒頭に述べましたとおり、私は現在、川越警察署に対して川合善明市長及び三上喜久蔵市議を刑事告発しております。告発内容は、川合市長は、市民女性に対す

る強制わいせつ罪容疑、三上市議は強制わいせつ容疑者である川合市長の犯人隠避罪および文書偽造で、川越警察署刑事一課が捜査中です。

三上市議については、事件当時、選挙人にタクシー代金を提供したことがわかっており、公職選挙法 199 条 2（寄付行為の禁止）違反にも及んでいます。公選法の時効にかかわらず、現在の刑事告発容疑者としての立場となった経緯と合わせて、市議としての資格が問われることは社会通念上も明らかで、貴会川越市議会に於かれましては、川合善明市長及び三上喜久蔵市議に対する説明を追及すべきです。

なお、本件につきましては、私自身が参考人として貴議会で証言する用意もありますので、その旨併せまして貴会の熟議をお願い申し上げます。

以上

令和 4 年 2 月 16 日

請願者

愛媛県

仙波敏郎

川越市議会議長  
桐野 忠 様